

【医薬品・医薬部外品・化粧品 製造業許可区分変更（追加）申請要領】

1. 業許可の変更／追加について

製造業許可を取得したあと、許可の区分を変更（例：一般区分から包装等区分に変更）したい場合には、業許可の変更申請が必要です。一方、新たに他の許可区分を追加（例：一般区分の許可を取得した後に無菌区分を追加）したい場合には、業許可の追加申請が必要です。

なお、既許可の区分の廃止のみを行う場合は、変更届により行ってください。（手数料不要）

2. 提出書類

○：必須、△：省略可能（条件有）

提出書類	必須	備考
①製造業許可区分（変更・追加）申請書 （FD様式番号：医薬品 B61、医薬部外品 B62、化粧品 B63）	○	
②変更又は追加に係る製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類	○	
③変更し、又は追加しようとする許可の区分に係る製造所の構造設備の概要一覧 （平面図、製造設備器具及び試験検査設備器具一覧等）	○	
④製造業許可証（原本） ※確認後、お返しします。	○	

3. 提出部数

正本1部及び副本各1部（代表者印を押印したもの） 及び **FD又はCD-R**（申請書の電子データを記録したもの）

※申請者において收受印が必要な場合は、上記部数とは別にもう1部ご持参ください。

なお、申請の際は、申請者側で必ず区分変更（追加）申請書の控えを作成し、保管しておいてください。

※申請書作成にあたっては「医薬品等電子申請ソフト（FD申請ソフト）＜2019年4月版以降のもの＞」をご利用ください。

「FD申請ソフト」配布先ホームページ（無料配布） <https://web.fd-shinsei.go.jp/>

【※平成29年3月6日よりアドレスが変更されましたのでご注意ください。】

4. 手数料（※愛媛県収入証紙を購入のうえ貼付してください。）

申請区分		金額
医薬品製造業 (体外診断用医薬品を除く。)	無菌	83,800円
	一般	78,700円
	包装等	41,400円
医薬部外品製造業	無菌	83,800円
	一般	36,200円
	包装等	31,800円
化粧品製造業	一般	36,200円
	包装等	31,800円

5. 申請から許可までの流れ

申請書を受理してから許可処分を行うまでの**標準的事務処理期間は30日**です。

申請書を提出した後、申請書の内容に不備がなければ概ね1～2週間後に現地調査を行います。調査において発見された不備事項の改善が確認されたのち、許可となります。

なお、標準的事務処理期間には、土・日・祝日及び書類の不備事項の訂正や現地調査における不備事項の改善等に要する日数は含まれませんので、ご注意ください。

6. 提出先・問い合わせ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課製造指導係

(松山市一番町四丁目4-2、県庁第一別館2階)

TEL 089-912-2392 (直通) / FAX 089-912-2389

E. Mail yakumueisei@pref.ehime.lg.jp 【※平成28年10月よりメールアドレスが変更されました。】

※申請書を提出する際は、必ず事前に電話連絡をしていただくようお願いします。